

小田原市ほう賞基金に関する条例施行規則の一部改正について

1 背景

本市では、昭和61年度に小田原市孝養賞を創設し、表彰を行ってきましたが、創設当時と社会の在り方が変化してきたことなどから、平成20年度以降候補者の推薦がない状況にあります。そのため、現行の小田原市孝養賞、善行少年及び善行青年表彰を統合し、新たに小田原市青少年善行賞を創設し、市の施策として、青少年の健全育成を目的とした表彰とするため、小田原市ほう賞基金に関する条例施行規則の一部改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 小田原市ほう賞基金に関する条例施行規則の一部改正

ア 表彰対象

表彰対象は、小田原市内在住のおおむね25歳までの個人又は当該個人で構成する団体のうち、親や親族に対して顕著に孝養を尽くし、他の模範となるもの、又は、地域社会や学校等を通じて他の模範となるような活動を行ったものを小田原市青少年善行賞として表彰します。

イ 推薦方法

ほう賞受賞候補者は、広く市民から推薦を受けるほか、青少年関係団体、福祉関係諸団体等に推薦を依頼します。また、依頼を受けた団体等は、自治会等の地域団体と協議の上推薦を行います。

ウ その他

小田原市孝養賞の表彰については、これまで小田原市民功労賞及び小田原市民栄誉賞と同時に行っていましたが、小田原市青少年善行賞は、青少年と育成者のつどいにおける優良青少年団体等の表彰と同時に行います。

3 施行年月日

平成29年4月1日予定